

# 認定臨床化学・免疫化学精度保証管理検査技師制度規則

## 第一章 総則

第一条 認定臨床化学・免疫化学精度保証管理検査技師制度は、臨床検査全般の分野における精度保証について高度な学識と技術を有する臨床検査技師の育成を図り、より良質な医療を国民に提供することを目的とする。

第二条 この制度は日臨技認定センター定款に基づいて実施する。

第三条 この制度に必要な具体的内容ならびに実施に関する全ての事項を作成するために必要な、認定臨床化学・免疫化学精度保証管理検査技師制度審議会（以下、審議会と略）を設置する。

第四条 審議会には一般社団法人日本臨床衛生検査技師会と、一般社団法人日本臨床化学会から委員を選出する。

1. 各団体から 5 名以内で、計 10 名以内とする。
2. 委員長・副委員長は委員の互選で決め、委員長が職務を遂行できない場合は副委員長があたる。
3. 委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。
4. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定に関わらず前任者のまたは他の現任者の在任期間とする。
5. 委員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第五条 審議会の議決は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会と、一般社団法人日本臨床化学会の理事会の議決を経て承認される。

## 第二章 認定臨床化学・免疫化学精度保証管理検査技師申請者の資格

第六条 受験申請者は、次の各項の条件を全て満たす者であること。

なお、虚偽の申請があった場合、2 年間の受験資格停止を行うこととする。

1. 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会の会員であること。
2. 一般社団法人 日本臨床化学会の会員であること。
3. 日臨技生涯教育研修制度を修了していること。
4. 臨床化学・免疫化学の実務経験が通算 5 年以上あること。
5. 日臨技もしくは臨床化学会主催の「認定指定講習会」を受講していること。
6. 別表に定める単位より 50 単位を取得していること。

## 第三章 認定臨床化学・免疫化学精度保証管理検査技師の認定

第七条 資格審査および認定試験は、認定臨床化学・免疫化学精度保証管理検査技師制度審議会の責任において実施する。

第八条 認定臨床化学・免疫化学精度保証管理検査技師認定証の有効期限は 5 年間とし、認定臨床化学・免疫化学精度保証管理検査技師制度の水準を保持するため、認定更新制度を施行する。

## 第四章 認定更新

第九条 5 年ごとの認定更新は有効期限の最終の年度に行うこととする。但し、更新期限が切れた

資格の追認は行わない。

第十条 5年間に取得すべき更新申請資格審査基準は次のとおりとする。

1. 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会の会員を継続していること。
2. 一般社団法人 日本臨床化学会の会員を継続していること。
3. 臨床化学・免疫化学領域あるいは精度保証の実務に携わっていること。
4. 5年間で別表に定める単位により 50 単位を取得していること。
5. 更新用の指定講習会を少なくとも 1 回受講していること。

第十一条 延免申請及び審査

不慮の事故や療養，出産及び長期間の海外出張，転勤や配置転換などの理由により、更新の手続きならびに更新の条件が遂行できない場合、申請時に更新延免申請書と所属長ならびに職場長の証明書を提出すること。審議会で審議のうえ申請期間を延長する場合がある。

## 第五章 認定臨床化学・免疫化学精度保証管理検査技師の資格喪失

第十二条 日臨技認定センター理事長は、双方の理事会の議決を経て、認定臨床化学・免疫化学精度保証管理検査技師の資格を取り消すことができる。

1. 認定臨床化学・免疫化学精度保証管理検査技師を辞退したとき。
2. 認定臨床化学・免疫化学精度保証管理検査技師の更新申請を行わなかったとき。
3. 認定臨床化学・免疫化学精度保証管理検査技師の更新が認められなかったとき。
4. 認定臨床化学・免疫化学精度保証管理検査技師としての適格性を欠くと審議会が認めたとき。
5. プロモーションコード，COI（利益相反）に関するガイドライン違反が生じたときと審議会が認めたとき。

## 第六章 ワーキンググループの設置

第十三条 審議会は公平且つ円滑な認定試験実施並びに資格更新制度維持の為、ワーキンググループを設置することができる。

1. ワーキンググループの運用は審議会において別途決めることとする。
2. ワーキンググループ構成員の任期は 2 年とし再任を妨げない。
3. 補欠または増員により選任された構成員の任期は、前項の規定に関わらず前任者のまたは他の現任者の在任期間とする。
4. 構成員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

## 第七章 規則の改廃

第十四条 この規則の改廃は審議会の議決を経て、双方の理事会の承認をうけなければならない。

## 第八章 補則

第十五条 この規則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第十六条 この規則は平成 29 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

別表. 認定臨床化学・免疫化学精度保証管理検査技師 受験・更新の資格審査基準単位

原著論文・学会発表	筆頭・演者	共著・共同
臨床化学・免疫化学に関する原著論文	20	10
臨床化学・免疫化学に関するその他論文	10	5
精度保証に関する学会発表（抄録記載のあるもの）	10	5
精度保証に関する以外の臨床化学・免疫化学に関する学会発表 （抄録記載のあるもの）	10	3
<b>学会・研修会・教育への参加</b>	全国・地方	
臨床化学・免疫化学に関する学会および研修会等参加	10	
臨床化学・免疫化学に関する研修会・セミナー等の講演活動	15	
精度保証指定研修会の受講	15	